

# 弁護士による臨時無料電話相談

## 女性の権利 110番

女性に対する暴力（ドメスティック・バイオレンス、ストーカー、セクシュアル・ハラスメント）や離婚に関する諸問題、職場における差別、同性婚に関することなど、女性の権利一般に関する無料電話相談を実施します。各弁護士会でこれらの問題に詳しい弁護士が、対処の方法や正しい法律知識を提供し適切なアドバイスを行います。お気軽に御相談ください。

職場に性差別がある

離婚するにはどうしたら・・・

私もセクハラ被害を受けた

ストーカー被害にあっている

夫の暴力から逃げたい

養育費ってどのくらいもらえるの？



6月25日（木）午前10時～午後4時



0742-22-1141

主催 奈良弁護士会・日本弁護士連合会

問合せ先：奈良弁護士会

TEL 0742-22-2035

※当日のみ繋がります。通話料はご負担いただきます。